粕屋町監査委員 柴 田 俊 一 様 案 浦 兼 敏 様

粕屋町長 箱 田 彰

令和元年度決算審査並びに定期監査の結果に対する措置について

令和2年8月6日付け粕監発第14号にてご報告いただきました「令和元年度決算審査並びに定期監査の結果について」において、「2.公有財産の適正な管理及び処分について」でご指摘のあった事項に関し、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

1. 公有財産(普通財産)が不法に占有されている事例の改善がなされていない。

措置状況: ご指摘の事例につきまして、当該地の占有者と交渉を行い、当該地に現存する定着物の撤去に係る期間を考慮し、令和2年度末をもっての返還とする方向で協議を進めております。

2. 公有財産(普通財産)の売却については、財務規則第190条では、「適正な時価による」と規定している。売却価格の決定にあたっては、十分な調査のもと、慎重な判断が必要である。

今回、内部の情報が共有されていないことなどにより、不適切だと思われる事例が見 受けられた。

措置状況: ご指摘の事例につきまして、普通財産の売却時において「適正な時価による」ことを確保するため、『粕屋町普通財産(法定外公共物等)売払手続要領』(平成 16 年)を改正し、売却価格の決定において減額補正を適用する基準及び不動産鑑定評価を行う基準を明確化するとともに、『粕屋町普通財産売払事務処理要領』(平成 17 年粕屋町要領第 4 号)を改正し、普通財産の売却時において随時売払によることができる条件を明確化いたしました。

また、当該不適切事例の発生に関し、管理監督者を含む所管職員について、 文書訓告の処分をおこない、当該売却に係る損失に対しては、町長及び副町長 の給料月額について減額措置(町長 20%、副町長 10%、各 9 か月間)を行いま した。